

令和5年 8月4日(金) 10:00~11:30		場所:あきる野市役所 503会議室
出欠席		
出欠	氏名	所属等
出	○長塚 弘司	全日本不動産協会 東京都本部 多摩西支部 (東郊建設)
出	中村 健泰	東京都宅地建物取引業協会 第十二ブロック (中村住地)
出	◎榊原 秀明	社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会
出	反町 茂	地域包括支援センター(東部高齢者はつらつセンター)
出	加藤 暁子	あきる野市障がい者基幹相談支援センター
出	南沢 文江	あきる野市民生児童委員協議会
出	細谷 英広	健康福祉部 生活福祉課長
出	井上 弘明	健康福祉部 障がい者支援課長
出	山田 直喜	健康福祉部 高齢者支援課長
出	荒井 伸良	子ども家庭部 子ども政策課長
◎会長、○副会長 敬称略		
事務局	都市整備部都市計画課 野口 創 秋山 尚 峯尾 大希 健康福祉部福祉総務課 宮崎 勝央 田中 晶	
配布資料		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・資料1 第1回協議会意見交換概要</li> <li>・資料2 協力不動産店の取組について</li> <li>・資料3 居住支援相談窓口について</li> </ul>		
内 容		
事務局	<p><b>1 開 会</b></p> <p><b>2 会長挨拶</b> (就任挨拶、所属団体の事業説明 等)</p> <p>(配布資料確認)</p> <p>会議の議長は設置要綱第9条2項に基づき榊原会長にお願いしたいと思います。 会長、よろしくお願ひいたします。</p>	
会長	<p>それでは、次第に沿って進めさせていただきます。 次第3(1)第1回協議会の意見交換概要について事務局より説明をお願いいたします。</p>	
事務局	<p><b>3 報 告</b> (資料1について事務局より説明)</p> <p>詳細な議事録につきましては、市のホームページに掲載しておりますので、ご確認いただければと思います。以上になります。</p>	
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>私は、1回目を欠席しましたので、市のホームページに掲載されております、第1回協議会の議事録を読ませていただき、皆さんの切実な実態が色々書かれているという感想を</p>	

	<p>持っています。今後の協議の参考にさせていただければと思っておりますので、ぜひ皆さんも議事録を読んでもらえればと思っております。</p> <p>続きまして、次第4の協議事項に入っていきたいと思っております。(1)協力不動産店の取組について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>4 協 議 事 項</b></p> <p>お手元の資料2をご覧くださいと思います。</p> <p>(資料2について事務局より説明)</p> <p>事務局からの提案という事で提案させていただきます。以上となります。</p>
会長	<p>ただ今、事務局より協力不動産店の取組について説明がありました。委員の皆さんからご意見等頂戴したいと思っております。</p>
副会長	<p>確認と質問です。協力不動産店の取組ということで、ご理解いただける不動産会社さんをお願いするということですが、募集、周知の仕方をもう一度確認させていただければと思います。</p>
会長	<p>事務局をお願いします。</p>
事務局	<p>1回目の時にもお話をいただいた募集の仕方ですが、市で、内容やメリットの部分が分かりやすいチラシを作成しますので、それを使って団体の皆さんに周知をしていただきたいと考えております。</p>
会長	<p>具体的には、主に委員も勿論ですけれども、全日本不動産協会や東京都宅地建物取引協会の方をお願いをするということですよ。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりです。各団体様にお願いをして募集をしたいと思っております。</p>
委員	<p>具体的な説明、周知方法については、会議などに出向いて行くわけではないということでしょうか。</p>
事務局	<p>各団体様の会議日程の部分などもありますので、今回ご出席されてるお二方の委員さんと良い周知方法というところは調整をさせていただきたいとは考えております。</p>
会長	<p>委員さんも共にということなので、リストを重ねてからになるかもしれませんが、委員さんにも周知をお願いしたいと思っております。</p> <p>ほかに何かありますか？</p>

委員	<p>「①協力不動産店の皆様には居住相談窓口と連携し、相談者のお部屋探しにご協力をお願いします。」とありますが、どの程度までご協力していただけるのでしょうか。</p>
事務局	<p>居住相談窓口については、資料3-1と資料3-2でこの後ご説明させていただこうと思っていたのですがよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>承知しました。</p>
会長	<p>居住相談窓口については、後ほど具体的にご説明があるということです。 実際には、協会さんをお願いするという話でしたが、委員の方で第1回目の協議会の議事録の中でも意見があったと思いますが、ご意見等ありますか。</p>
委員	<p>あきる野市の移住・定住や空き家対策などでも、あきる野市や隣接自治体の会員の方に周知し、そして会員の方に申込みをしていただくという形で今までやってきました。ただ実際、協力はするけれども、いざその時に物件があるかどうかという問題なのです。特にこのような特殊な物件などは、元々少ないので、協力はするけれども物件が無ければ対応のしようがないということになります。</p> <p>移住の方でも、物件がありませんかと話をもらいますが、正直ご本人たちが求めているものはなかなか無いのが現実です。今、賃貸物件も減ってきていますので、ざっくばらんに言ってしまうと、物件が余っていればどの不動産業者もなるべく問題の少ない人を入れたいと考えていると思います。手を挙げていただいても、いざとなったらなかなか物件が出てこないことも現実あると思いますので、このようなことに本当に協力する気があるかどうか、その辺りをどのように理解してもらおうかというところだと思います。</p> <p>来年度ということなので、また市場の状況も変わっているかもしれませんが、今までと同様に、ひとまず会員に協力を依頼する形が良いと思います。以上です。</p>
会長	<p>私も議事録を拝見し、第1回目でも今のような意見があったと認識しています。やはり入れたい側と入れる側と両方でメリットが無ければいけないと思いますし、委員には、正直な部分を言っていたと思います。一方で、福祉関係の立場の委員もいらっしゃいますが、どこで折り合いを付けていくのか非常に難しいところもあると思いますので、どこを落とし処にしていくべきなのかということはこの協議会で見いだせれば良いと思っています。</p> <p>①について他にありますか。事務局で総括的にありますか。</p>
事務局	<p>1回目の協議会の意見と今頂いた意見というところを参考にして、チラシの作成を進めていきたいと思っています。作成の中でも皆さんにご相談させていただくかもしれませんが、最後までご協力よろしくお願いたします。</p>

会長	<p>それでは次に進みたいと思います。</p> <p>居住支援窓口の設置について、事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>居住支援相談窓口設置（案）ということでご説明させていただきたいと思います。お手元の右上の資料3-1、3-2という資料をご覧くださいと思います。資料3-1が住支援相談窓口の流れ、フローを文章で説明したもので、資料3-2が図で表したものになります。</p> <p>（資料3-1及び3-2について事務局より説明）</p> <p>居住支援窓口の設置案ということで、こちらが事務局からの提案となります。</p>
会長	<p>居住支援相談窓口の設置について事務局から説明がありました。皆さんご意見等なにかありますか。</p>
委員	<p>フロチャートの説明で大体イメージはできましたが、この形だと、協力不動産店が多くないと物件が集まりにくい印象を受けましたので、協力不動産店がどの程度になる見込みなのか気になりました。例えば近隣で、募集をして運営されているような自治体はどの程度の協力不動産店があるのでしょうか。参考になるような数字があったら教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>お答えさせていただきます。協力不動産店の件数は、多ければ多い方が良いですが、正直私どもも、どの程度必要かは把握はしていないという状況であります。他の自治体の件数についても、数値的データが無いので事務局の方で持ち帰らせていただいて、次回報告させていただければと思います。</p>
会長	<p>ほかにはどうでしょうか。</p>
委員	<p>先のことではなくて今現在の事であるんですけども、前回お話ししたアパートに住んでる方が引っ越しを迫られていた件は、その不動産店が買い取ったことで、居住していただけるようになり、無事に解決しました。</p> <p>もう1点は、借家で、庭も広くて畑もやっていますが、色々手直しをしなければいけないことが多くなってしまい、ほかにどこか無いですかと相談されました。今住んでる辺りで住みたいということで、無いことはないけれども、どこも古い空き家で、直さなければいけない状態の物件ばかりだと思います。一応不動産店にも行きましたが、無いとのことでした。家主さんが売りに出すと言わない限りは不動産店も動かないので、結局物件としては無いということだと思います。だからそれまでの間は私がわかる範囲で動かなければいけないのかなと思ってます。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。切実な、実際動いてる現場の声でした。</p>

事務局	<p>ほかに質問や意見はありますか。無ければ私から質問良いですか。</p> <p>先程ご説明のあった資料3-2で、都が指定する居住支援法人にプロポーザルで来年度から委託する予定とのことですが、今都内には、居住支援法人はどのくらいあるのでしょうか。</p> <p>それとその居住支援法人には福祉的なサポートも行っていただくという話がありましたけれども、どこまでやっていただけるのでしょうか。1回目にも、入院した際に色々個人情報だから教えてくれないという話もありましたが、あくまでも入居するまでのフォローなのか、それとも万一その人に何かあった時の事も何か少しフォローしていただけるようなものなのでしょうか。</p> <p>もうひとつ、1回目で保証の問題が結構出ていたと思います。そこのところクリアしないと入れないというのがあったと思いますけれども、その3点についてわかる範囲で大丈夫なのでお答えいただけますでしょうか。</p> <p>まず東京都が指定する居住支援法人の数ですが、都のホームページ上では、今のところ約50法人ございます。法人の中でも行っているサービス内容というのは違っていて、勿論大体は住まいに関する相談を行っている中で、見守りなどについては、各法人によって色々得意不得意がありますので、その中であきる野市としてどのようなサービスをするのが良いのかというところは今後検討をお願いしたい部分ではあります。</p> <p>(説明者交代)</p> <p>今の話も含めて私の方からもお答えさせていただきます。まず最初の法人数は説明があったとおりで、実際に各法人が様々福祉的サポート、サービスを行っています。ただ、あきる野市居住支援協議会における居住支援、福祉的サポート、生活支援サービスにつきましては、居住支援団体の方達のサポート、サービスの提供というところを考えております。ですから法人自体がこの福祉、生活支援サービスをやっているか否かの基準で選定していくものではないというところをご理解いただきたいと思います。</p> <p>それから、入居までの支援なのかということですが、今後居住支援窓口を介して入居に至った相談者の方につきましては、入居後も必要に応じて継続した相談支援を行っていくことも考えています。居住支援の取組みは、住居確保のみに留まるわけではなく、入居後に生活状況が変わることもありますので、居住支援団体等に生活支援サービスを実施していただく場合もあります。そのような場合には、管理会社である協力不動産店との連携を図っていく必要も考えられます。このようなことから、住宅確保要配慮者である相談者に対しましては、例えば、入居の相談はこの窓口で相談可能であるということや、緊急時に必要に応じて管理会社である協力不動産店に必要な情報を提供するという部分のご説明を行い、あらかじめ承諾を得ることで協力不動産店と連携が図れる仕組み、運営を進めていきたいと考えております。</p> <p>保証人のところですがけれども、居住支援法人が保証人になるということではなく、あくまでも、入居者のご負担で保証会社等を利用していただくことが考えられます。法人が保証人を引き受けるということは考えにくく、そこには費用が発生すると考えられますの</p>
-----	--

	<p>で、そのあたりは全てを居住法人がやるということではないとご理解いただきたいと思います。以上でございます。</p>
会長	<p>よくわかりました。要は、居住支援法人、居住支援団体、行政、協力不動産店、この4団体が一体的に支援していくというイメージでよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
会長	<p>ではそのイメージを受けて、委員さん何か意見がありますか。</p>
委員	<p>原則的には、入居後については、居住支援法人が担当するという解釈になりますでしょうか。</p>
事務局	<p>入居後も何かあれば相談窓口にご相談していただくということでございます。生活支援サービスなどの福祉的サポートにつきましては、居住支援団体の方などに関わっていただくというイメージになります。</p>
委員	<p>特に何もなければ何の相談も無いと思いますが、問題なのは有事の時です。例えば土日や夜間に何か起きた時に、24時間年中無休でやっている団体なのでしょうか。当然行政はお休みだと思いますので、ある程度この団体の方で連絡をご本人と取れるようにしていただきたい。結局不動産管理会社も勝手に鍵は開けられないので、普通の場合だと保証人来てもらおうか、あるいは身内の人に立ち会っていただいて開けるか、どうしても場合は警察を呼ぶとなるわけですがけれども、その前の段階で窓口的のところになり得るのか、その辺りはどうなのでしょう。</p>
事務局	<p>市役所の閉庁日や夜間、そのような緊急時というお話が出ましたが、色々なケースがあらうかと思います。一般的には、何かあれば親族や保証人に連絡を取っていただくという形ですが、住宅要配慮者ということで何らかのご事情で、住居を確保できない理由を抱えてる方、世帯の方については、例えば管理会社の方で安否確認できない、日頃から雨戸が閉まってて居住しているかわからないため確認が必要であれば、行政の住宅部局や福祉部局の窓口、居住支援の相談窓口にご連絡していただいても構わないと思います。相談窓口を1つ設けるといところで、連絡体制、フォロー体制を整えば協力不動産店も安心していられると思いますので、これからの話になりますが、例えば福祉部局であれば障がい者支援課、高齢者支援課、福祉総務課、各部署が一律な対応ができるような仕組みを将来的にできれば良いと思っております。確かに住宅確保困難の方ではありますが、まずは一般的な管理会社の対応が最初で、その次に、要配慮者の相談窓口を介して入居された方につきましては、遠慮無く相談窓口の方に連絡していただければと思いますので、まずは保証人や親族の方を優先していただければと思います。</p>

委員	<p>ほかには、例えば、家賃の滞納など何らか問題があれば連絡を取るようになるわけですが、保証会社やきちんと家賃を払っている方の場合、特に何もなければ不動産会社から連絡をしたり見回りに行くわけではありません。生活保護を受給している方ですと行政の方が定期的に訪問することもあるわけですが、特に生活保護も受給していない高齢者の場合、家賃は入っているけれども大丈夫なのだろうかとなるわけです。生活保護で支給日に来ている分には安否は分かりますけれど、それから1か月後の支給日に来なかったので訪問したら亡くなっていた場合、1か月经っているので腐敗してしまっていたらとってしまうので、例えば1日1回トイレを使っているか、あるいはドアを開けたか、そのようなことが分かるような日常的な見守りの仕組みや、市役所や居住支援団体の方で定期的に居住者と連絡を取る、訪問する仕組みは考えられていますでしょうか。</p>
会長	<p>それは、高齢者支援課と障がい者支援課で、見守りのシステム、徘徊のものやセンサーなどがあると思いますので少し説明をお願いします。</p>
委員	<p>高齢者支援課では、センサー的な物で言えば、今ICTの高齢者見守りというところで、電球の交換で見守りができる機器の貸出し、支援を行っております。そちらに関しては、委員がおっしゃられたように、全く何日か動きがない方を確認する方法といたしまして、24時間電気のスイッチの入切がなかった場合に機器を通じて通報がいくシステムでございます。孤独死の防止ということではありませんが、何かしらの有事の際には早くに気付けるというものがございます。例えば、入居を支援した方につきましては、連携、繋がりというところで、センサーを申し込んでいただくという方法もあると思っております。</p> <p>ほかには、乳酸菌見守りがあります。これは、週1回手渡しで乳酸菌飲料などを対象の方に配達して、お渡しできなかった方については、地域包括支援センターや市に連絡がきて、安否確認や緊急連絡先の方への確認を行うものになります。</p> <p>あとは町内会自治会の方で行っていただいている地域での見守りや、緩やかな見守りとして、事業所の方と協定を結び、通常業務の中で何か気づいた点などがあれば市や地域包括支援センターに連絡を入れていただく取組みをしております。</p>
会長	<p>ありがとうございました。障がい者支援課の方でそのような政策はありますか。</p>
委員	<p>障がい者支援課では、障がいサービスによりまして居宅介護やあるいはグループホームという方がいらっしゃいます。居宅介護であれば、事業所の職員が各自宅に行っておりますので、障がい者の方によって頻度は分かれるとは思いますが、そこで有事があれば連絡が入る状況でございます。グループホームについては、24時間とは言いませんが、グループホームの方に見ていただいている状況でございますので、何かあれば事業者の方に対応いただいている状況でございます。</p> <p>なお、障がい福祉サービスを受けるにはその前段、計画相談というものが、きちんと</p>

<p>会長</p>	<p>と計画を立てた上での障がい者支援サービスとなりますので付け加えておきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>せっかくなので、生活保護の現状、確認の仕方をご説明いただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>生活保護受給者に対しては、先ほど委員がおっしゃられたように定期的な訪問を確実に実施しております。これはやっていないとすぐに東京都から指導が入りますので、当然確認はしております。また、保護費は基本的に口座振替としておりますので全員というわけではありませんが、金銭管理やその方の状況を都度確認しなければならない方につきましては窓口払いとしておりますし、例えば、働いている方、収入がある方は、その方の就労形態や収入の状況によって変わりますが、月ごと若しくは隔月で2か月、3か月で、収入申告をしていただきますので、こちらが行かずとも相手方から書類の送付や連絡があり、窓口届けに来る場合もありますので、ある程度定期的には確認ができております。</p> <p>また、先ほど有事の際のお話がありましたが、正直、ほぼ24時間対応しています。警察などが介入して、その方が生活保護ということが分かれば連絡が来ますので、直接現場に行かないこともありますけれども、ワーカーや担当が現場に行くこともあります。</p> <p>ただ、基本的に高齢で疾患のある様な方というのは注意していますが、中には若くて何の疾病もない方が、たまたま怪我などで仕事もされておらず、職場に行っているかも分からないような状況で、ご自宅で独りでのお亡くなりになっている、いわゆる孤独死ということも実際の事例としてあり、訪問した1週間後くらいにお亡くなりになっていたケースもあります。疾病も何もない方で、突然の脳梗塞や心筋梗塞でお亡くなりになっている方もいますので、生活保護だから確実に見守りができているというわけではありませんが、生活保護を受給していない方よりは確率高く安否確認をしています。単身に限らず複数人の世帯でも必ず行っておりますので、生活保護世帯については、数か月に1度になりますけれども安否の確認は確実にできています。今後そのようなことをこの居住支援の中でやっていくかどうかは分かりませんが、少なくとも生活保護の対象者に関しては、生活保護のワーカーで対応していくということでございます。</p>
<p>会長</p>	<p>生活保護が非常に増えているとこの間ニュースに載ってましたので、大変かと思いません。全員にお話を伺いたいと思っていますので、子ども政策課で何かありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>相談等につきまして、特に若い方、また子育てをされている方の相談は、子ども家庭支援センターで行っている事例が多いかと思えます。そのような中で子ども政策課で行っている業務で言いますと、手当関係などで、そのような様子が見受けられることがあれば子ども家庭支援センターなどにつなげていくことができるとは感じております。</p> <p>1つだけ資料のところを確認させていただければと思います。資料3-2の①について、「相談者が居住支援相談窓口に来庁」となっていますが、相談窓口はどこに作ることを想定されていますでしょうか。</p>



会長	事務局お願いします。
事務局	<p>居住支援相談窓口の頻度や場所などを皆様と相談していくことになると思いますが、他の自治体では、行政に窓口を設置するパターンや、居住支援法人がその自治体の中にあれば法人の窓口で受ける方法もあります。資料3-2ですと、来庁ということで市の窓口と受け取れますが、これは一例ということで、例えば、我々事務局の都市計画課の窓口などに月何回か窓口を設置する方法もあります。その辺りはこれから皆様と協議させていただければ良いかと考えております。</p>
会長	<p>ほかに何かありますでしょうか。</p> <p>繰り返しになりますけれども、いずれにしても4者で四身一体と言いますか、居住支援法人、協力不動産店、居住支援福祉団体関係者、行政、これらがきちんとタイアップしないと、住宅確保要配慮者に対して支援ができないということです。誰がというわけではなくて、皆でやっていこうというイメージ、解釈ということでよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、おっしゃるとおりです。</p> <p>先ほど委員から他の自治体で何件協力不動産店があるのかというお話がありましたが、1つ資料がありました。日野市になりますが、令和5年2月の終わりの時点で、18件の不動産協力店でやっていただいています。勿論、常時、協力不動産店を募集していますので、この後も増えている可能性もあります。やはりできる限り増やしていく形で進めていかなければと思っております。</p>
委員	<p>今のご回答よくわかりました。ありがとうございます。私がイメージできていないところが1つありますので、ついでによろしいでしょうか。</p> <p>例えば、住宅確保要配慮者の方が相談窓口に行きます。そうすると協力不動産店が持っている物件があれば、それが集約されてご案内するというようなイメージのプロチャートだと思います。今までは個々の不動産店をあたって、A不動産に行ったらダメだったらB不動産に行くというやり方で探して行くことが多かったのですが、それはそれとして、そのような道も残されてはいるけれども、こちらの方が効率が良いということなのでしょうか。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりです。他の自治体でも行っていますし、やはり窓口で受けて協力不動産店に一括して情報を流す方が効率的かと思います。1件1件あたる方法も勿論ありますが、やはり色々物件情報があった方が良いということで、資料では一括してFAXで送ることを事務局として提案しています。</p> <p>(説明者交代)</p> <p>委員からお話ありましたように、普段から居住支援団体の皆さん、福祉サービスの事業</p>

	<p>者の方々は、個別にあたっていただいて、個々に関係性を持っているところがあると思いますので、それはそれで継続していただいて構いません。また、ご本人様の希望の不動産店があれば勿論そこに直接あたることも1つの方法です。ただ今回このような相談窓口を設けるということは、ひとりでは不動産店のドアを叩けない方を支援できたり、不動産店、管理会社が心配になるようなケースでも、適切な福祉サービスにつなぐことできちんと解決しながら居住支援に結びつけることができますので、それが一番の強みになっていくと思っています。なので、支援者がいない要配慮者の方々を支援者ともつなぎつつ、不動産店ともつないでいくことができると良いと思っています。</p> <p>この窓口の設置の頻度や場所については、これから事務局の方でも詰めていきますので、また改めて皆様にお示しできるかと思っております。以上です。</p>
委員	<p>ありがとうございます。よくわかりました。色々質問して申し訳ないですが、よろしいでしょうか。</p> <p>居住支援窓口は委託をされるということなので、そこに委託費が発生して居住支援法人に支払われるということだと思います。ただ、協力不動産店のメリットとして、先ほどお話ありましたように、協力不動産店のシールを貼ることによる住宅確保要配慮者の方に優しい不動産店だというアピール、宣伝効果はあると思いますが、それ以外のメリットが具体的には分からない部分があります。</p> <p>先ほどの効率化ということですと、メールやFAXなどで物件情報だけ相談窓口を提供すれば効率化が図れると思いますが、例えば私たちが不動産店に直接に行くと、そこで不動産店は対応しなくてはいけないので、効率化になりません。そうするとあまり不動産店側のメリットではないような気がします。その辺りで何かメリットがないとなかなか協力不動産店は増えないのではないかと思います。お考えがありますでしょうか。</p>
会長	<p>事務局お願いします。</p>
事務局	<p>今想定されているメリットとしては、先ほどからご説明させていただいていますPR効果があり、シールやステッカーを作るということも事務局の案としては出ています。また、今までは、福祉の様々な分野や市役所でなかなか個々の不動産店の名前を挙げることはできませんでしたが、この取組みに協力を頂ければ、リスト化して紹介することやホームページに掲載することができるので、非常に大きなメリットではないかと思っています。</p> <p>それから支援者の方が、不動産店に付添いで行って、30分から1時間お話を聞いたけれども物件がなかったので次の不動産店に行くということが、この相談窓口をご利用いただくことで、効率的に実施することができるということも大きな点かと思っています。</p> <p>もっともっとメリットがあればいいと思いますが、まずはこの協議会を始めて、不動産店と福祉サービスと行政とまたそれを結びつける居住相談窓口と、4者が歩み寄りつつ理解し合うことを第一にと思っています。その後に、新しい取組みが考えられるかもしれませんけれども、まずは4者の歩み寄り連携体制の構築というところから</p>

	<p>進めていきたいと考えています。引き続きご意見頂きながらと思っていますので、よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>繰り返になってしまいますが、ギブアンドテイク的なところはどうしても必要だと思っています。福祉関係者としては入れてほしいけれども、不動産店もそこには一定のハードルがあるという中で、少しずつでもハードルが下がれば良いと思っていますので、是非この協議会で意見を出して、どこまでできるのか、行政も含めながら考えていけたらと思っていますので、よろしくお願いたします。是非皆さんご意見を出してください。</p> <p>それでは、4-2についてほかにはよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>先程委員からお話があった件は、委員をはじめ、事業所の方などが常に骨を折っていただいております、委員として不動産店への周知を行うにあたり、メリットの部分がもう少し明らかにならないとなかなか難しい問題ではないかと私は解釈しております。</p> <p>1点お伺いしたいのが、令和6年度の早い段階で委託をするというお話ですが、現実、どの程度の規模でやるのか全く見えていない中で、需要がどの程度あるのか、契約に至るまでのプロセスで考えたときに協力不動産店がどの程度必要なのか、現時点でのお話を聞かせていただきたいです。というのは、あまり大きなことを言ってしまうと、なかなか大変な部分もあると思いますので、どの程度の規模をイメージされているのか、想定しているものがあれば教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>実際のところ、次回以降その点などをご協議いただきたいというのが事務局の考えであります。勿論、予算の確保ができて、全てのサービスを行うことができれば、一番好ましい形になりますが、なかなか全ては難しいでしょう。なので、委託に向けあきる野市の相談窓口のサービス内容というところを次回以降詰めていき、それを持って次年度に入った段階で法人を募集して契約をしていく形で考えております。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。それでは協議事項の4-2はここまでにし、次第5その他に進みます。</p>
会長	<p><b>5 その他</b></p> <p>まずは、皆さんの方から何かありますでしょうか。</p> <p>皆さん特に無ければ、新聞にこのような記事がありましたので、参考までに私の方から情報提供をさせていただきます。</p> <p>(新聞記事について会長より説明)</p> <p>「住宅借りづらい人、国が支援へ 入居後サポートで家主が貸しやすく」(令和5年6月27日付け 朝日新聞デジタル)</p> <p>「円滑な賃貸契約につなげたい」(令和5年7月26日付け 読売新聞)</p> <p>あと質問がありまして、居住支援協議会は、西多摩では設置されている自治体はありま</p>

	すか。
事務局	西多摩では、あきる野市のみです。
会長	近隣ではありますか。
事務局	東京都の市部で設置している自治体を挙げさせていただきますと、八王子市、立川市、府中市、調布市、町田市、小金井市、日野市、狛江市、多摩市、西東京市の10市です。本市を含めると11市です。
会長	わかりました。私自身、この協議会を進めていくにあたり、近隣市の進め方や現状などを知りたいと思っております。参考にできればと考えております。また、今後のあきる野市の居住支援協議会を進めていくには、皆さんもイメージを持った方がやりやすいのではないかと思いますので、先進市のお話を聞く機会を設けることなどは可能でしょうか。
事務局	今、会長からお話のあった点については、事務局で、近隣市の居住支援協議会の事務局にあたってみまして、来ていただいてお話を聞くのか、こちらから見学に行かせていただくのか、調整させていただきたいと思っております。
会長	いかがでしょうか。皆さん同意いただけますでしょうか。
委員	異議なし
会長	ありがとうございます。 他に皆さんありますか。無ければ事務局の方にお返ししたいと思います。
事務局	会長ありがとうございました。次第6の連絡事項に入ります。
事務局	<b>6 連絡事項</b> 次回の会議の日程につきまして、このような定例的な会議は、10月末から11月上旬辺りで開催したいと思っております。今、会長から提言していただいた他市の居住支援協議会の状況を聞くタイミングについては、改めてご連絡させていただきたいと思っております。
会長	チラシは次回の予定ということでよろしいでしょうか。
事務局	その予定でおります。
会長	わかりました。

<p>事務局</p>	<p>それでは、閉会ということで副会長からご挨拶をお願いできればと思います。</p>
<p>副会長</p>	<p><b>7 閉 会</b></p> <p>皆さん猛暑の中お集まりいただきありがとうございました。今日ご出席いただいた皆さんで、色々な忌憚ないご意見を出していただき、協議を重ねながらこの協議会がスムーズに進むことをお願いしたいと思います。それでは、第2回あきる野市居住支援協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>